

令和7年度 第1回 大町市保育所等のあり方検討委員会次第

日時: 令和7年7月17日(木)

午後3時～

場所: 庁議室

1 開 会

2 委嘱書の交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 大町市保育所等のあり方検討委員会について

6 副会長選出

7 会議事項

(1) 市の保育施設における現状と課題

(2) 具体的な取り組みと期待できる効果

(3) 意見交換

(4) その他

8 その他

第2回検討委員会 月 日()

9 閉 会

○大町市保育所等のあり方検討委員会設置要綱

平成19年3月30日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童を取り巻く環境の変化に応じ、市が設置する保育所及び児童センター（以下「保育所等」という。）のあり方に関して検討するため、大町市保育所等のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保育所等が果たす役割に関すること。
- (2) 保育所等の民間活力の導入に関すること。
- (3) 保育所等の適正規模及び適正配置に関すること。
- (4) その他保育所等のあり方に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 識見を有する者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、民生部子育て支援課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

大町市保育所等のあり方検討委員会委員名簿

委嘱期間：令和6年8月20日から令和8年3月31日まで

(敬称略)

組織区分	団体名	氏名	備考
教育関係者	大町市校長会	鈴木 康貴	前任者の残任期間 (R7.7.17~R8.3.31)
	大町市私立幼稚園連盟	西沢 弥恵子	
識見を有する者	大町市社会福祉協議会	諏訪 光昭	前任者の残任期間 (R7.7.17~R8.3.31)
	大町市民生児童委員協議会	降旗 良典	
行政機関の職員	大町保健福祉事務所	松原 克彦	前任者の残任期間 (R7.7.17~R8.3.31)
	松本保健福祉事務所	會田 義昭	
市長が認める者	大町市連合自治会	太谷 裕彦	前任者の残任期間 (R7.7.17~R8.3.31)
	大町市保育園保護者会連合会	溝口 あかね	前任者の残任期間 (R7.7.17~R8.3.31)
	大町市幼稚園父母の会	傳刀 菜穂	

I 市の保育施設における現状と課題

令和 7 年 3 月に改定した大町市子ども・子育て支援事業計画では、保育所や認定こども園等の保育施設における保育サービスの充実に関し、通常保育で待機児童が発生しないようにするほか、延長保育、障がい児保育、乳児保育、一時預かり事業、こども誰でも通園制度など、様々な事業を実施し、多様化する教育・保育ニーズに対応することを掲げています。

近年の未満児保育に対する需要の増加など多様化する保育ニーズを踏まえ、将来にわたって、「おおまちっ子」がいきいきと健やかに育ち、子育てが安心・充実して行える環境づくりを実現するため、市の保育施設のあり方について検討します。

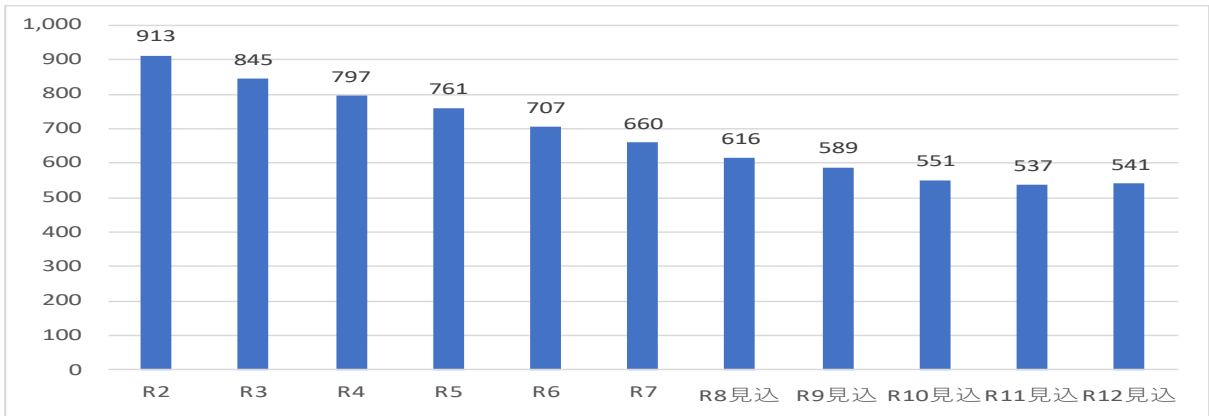
1 就学前児童数と年齢別の保育施設利用者数の推移

当市の就学前児童数は年々減少しており、令和 2 年度と令和 7 年度を比較すると、253 人 (27.7%) の減少となっています。また、今後の就学前児童数の推移について、令和 7 年度以降の出生数を 90 人と仮定した場合の推計値は、令和 12 年度には 541 人となり、令和 7 年度と比較して、119 人 (18%) 減少する見込みとなります。(表 1-1 及び図 1-1)

表 1-1 就学前児童数の推移(各年 4 月 1 日現在) (人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込	R12見込
0歳	136	122	121	101	93	91	90	90	90	90	90
1歳	137	137	125	121	101	86	91	90	90	90	90
2歳	144	138	131	122	122	104	86	91	90	90	90
3歳	148	144	137	135	121	128	104	86	91	90	90
4歳	164	142	147	133	134	117	128	104	86	91	90
5歳	184	162	136	149	136	134	117	128	104	86	91
計	913	845	797	761	707	660	616	589	551	537	541
前年差		△ 68	△ 48	△ 36	△ 54	△ 47	△ 44	△ 27	△ 38	△ 14	4

図 1-1 就学前児童数の推移(各年 4 月 1 日現在) (人)

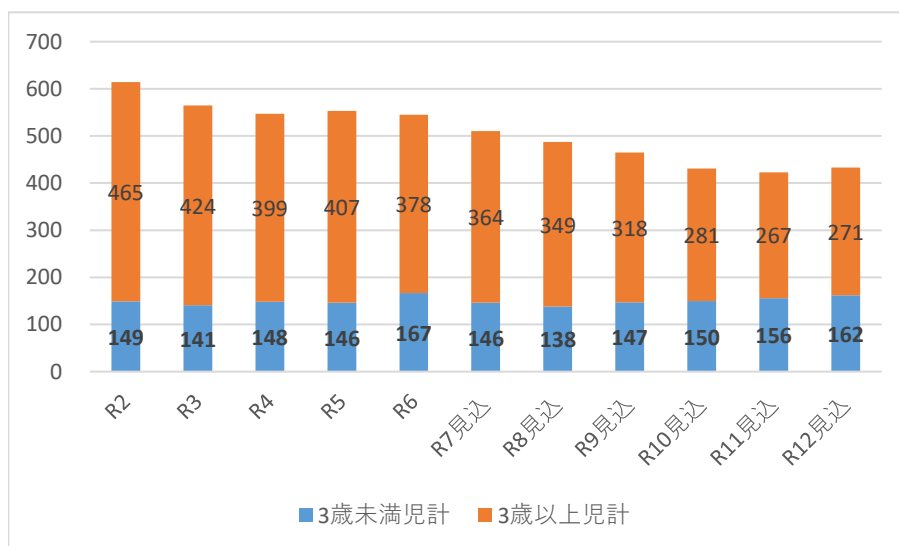


就学前児童数が減少する影響から、今後、市内の保育施設（公立保育所、認定こども園、家庭的保育事業）を利用する 3歳以上児については減少が見込まれます。一方で、ここ数年の 3歳未満児の利用者数は、横ばいであり、労働人口の減少や育児休業制度の拡充などにより、今後も横ばいから微増で推移することが想定されます。（表 1-2 及び図 1-2）

表 1-2 保育施設利用者数の推移（各年度 3 月 31 日現在） (人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7見込	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込	R12見込
0歳	20	17	21	20	26	19	20	20	20	20	20
1歳	42	51	42	47	51	49	51	53	55	58	61
2歳	87	73	85	79	90	78	67	74	75	78	81
3歳	134	135	128	134	110	123	104	86	91	90	90
4歳	155	130	139	133	135	109	128	104	86	91	90
5歳	176	159	132	140	133	132	117	128	104	86	91
合 計	614	565	547	553	545	510	487	465	431	423	433
前年差	△ 4	△ 49	△ 18	6	△ 8	△ 35	△ 23	△ 22	△ 34	△ 8	10
3歳未満児計	149	141	148	146	167	146	138	147	150	156	162
3歳以上児計	465	424	399	407	378	364	349	318	281	267	271

図 1-2 保育施設利用者数の推移（各年度 3 月 31 日現在） (人)



認定こども園（大町幼稚園、こまくさ幼稚園、りんどう幼稚園）においては、3歳以上の児童のうち、教育を目的とした1号認定児(※1)、保育を必要とする2号認定児(※2)を受け入れるほか、3歳未満で保育を必要とする3号認定児(※3)を受け入れていますが、現在、施設基準に基づき、0歳児の受入れは全園で実施しておらず、1歳児の受入れは一部の園でしか実施していません。

また、きらり大町総合病院園では、3号認定児のみの受入れを行っており、公立保育所においては、2号認定児及び3号認定児の受入れを行っています。各施設の定員及び令和7年3月末現在の入所者数は、次のとおりです。(表1-3)

- ※1 1号認定児：満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保育の必要性を認定する2号認定のこども以外の児（教育標準時間の1日4時間程度を利用）
- ※2 2号認定児：満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保護者の労働又は疾病等の理由により家庭において保育を受けることが困難な児
- ※3 3号認定児：満3歳未満の小学校就学前のこどもで、保護者の労働又は疾病等の理由により家庭において保育を受けることが困難な児

表1-3 保育施設別利用者数及び定員（令和7年3月末現在） (人)

施設名	利用者数							定員	入所率(%)
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
大町幼稚園		2	6	10	17	11	46	45	102.2
こまくさ幼稚園			14	11	18	21	64	80	80.0
りんどう幼稚園			14	12	15	20	61	70	87.1
きらり大町総合病院園	3		1				4	5	80.0
はなのき保育園	8	19	20	26	26	18	117	150	78.0
あすなろ保育園	7	17	9	24	27	32	116	180	64.4
しらかば保育園	2		8	5	5	8	28	60	46.7
どんぶり保育園		3	2	4	7	6	22	60	36.7
たけのこ保育園			1	5	3	8	17	45	37.8
くるみ保育園	5	8	15	13	17	8	66	110	60.0
市外施設	1	2				1	4		
市内公立保育所計	22	47	55	77	85	80	366	605	60.5
市内私立施設計	3	2	35	33	50	52	175	200	87.5

※みあさ保育園は休園中のため掲載していません。

2 保育所における課題

(1) 保育所利用児童数の推移

保育所の利用児童数は、就学前児童数の減少とともに2号認定児では、今後も減少が見込まれますが、昨今の両親の就労状況や核家族化、育児休業制度の充実などにより、3号認定児の保育ニーズが高まることが予想され、利用者数が増加することが見込まれます。(表2-1)

表2-1 保育所利用児童数の推移 (各年度3月31日現在) (人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7見込	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込	R12見込
0歳	20	17	21	16	22	18	18	18	18	18	18
1歳	42	51	42	46	47	44	49	51	53	56	59
2歳	62	53	54	56	55	57	49	55	57	60	63
3歳	79	83	77	84	77	74	64	53	56	56	56
4歳	102	78	85	79	85	76	79	64	53	56	56
5歳	113	105	79	86	80	82	84	79	64	53	56
合計	418	387	358	367	366	351	343	320	301	299	308
前年差	△15	△31	△29	9	△1	△15	△8	△23	△19	△2	9
3号認定児計	124	121	117	118	124	119	116	124	128	134	140
2号認定児計	294	266	241	249	242	232	227	196	173	165	168

保育所の利用児童のうち支援が必要な児童については、ここ数年70人以上が在籍しており、全園児に占める割合も20%以上で推移しています。(表2-2)

支援が必要な児童を受入れするため、国の定めた保育士の配置基準に加えて、加配の保育士を配置し、個々の特性に対応した保育を行っています。

表2-2 支援が必要な児童(要支援児)の推移(各年度4月1日現在) (人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
要支援児童数	66	74	83	97	71	73
全園児数	412	374	360	349	333	329
全園児に占める割合	16.0%	19.8%	23.1%	27.8%	21.3%	22.2%

(2) 保育士の配置状況について

保育所では、年齢ごとの児童数に応じた保育士を配置することが省令で規定されており、本市では、その基準に加え、要支援児の受入れ状況により、保育士を配置しています。

令和7年3月における本市の保育士の配置状況を見ると、国の定めた基準を超えて職員を配置してありますが、要支援児及びアレルギーを有する園児への個別対応のほか、一時保育事業や園開放など地域のニーズに対応した子育て支援事業も実施しており、保育士が充足しているとは言えない状況です。

また、小規模園においては、保育士不足により配置が困難なことから、異年齢でクラスを構成せざるを得ない状況になっています。(表2-3)

表2-3 園児数と職員の配置状況（令和7年3月現在）

※要支援児は、児童が特定される恐れがあるため、全体数及び割合を示しています。

○はなのき保育園

年齢区分	クラス数	園児数	内要支援児	要支援児の割合	職員配置基準		職員配置数	加配人数	備考
					A	B			
5歳児(年長)	1	18			25:1	1	2	1	
4歳児(年中)	2	26			25:1	2	4	2	
3歳児(年少)	2	26			15:1	2	4	2	
2歳児	2	20			6:1	4	4	0	
1歳児	2	19			6:1	4	6	2	
0歳児	1	8			3:1	3	3	0	
フリー保育士							1		
計	10	117	(20)	17.1%		16	24	7	
長時間保育							5		内保育士3

○あすなる保育園

年齢区分	クラス数	園児数	内要支援児	要支援児の割合	職員配置基準		職員配置数	加配人数	備考
					A	B			
5歳児(年長)	2	32			25:1	2	4	2	
4歳児(年中)	2	27			25:1	2	4	2	
3歳児(年少)	2	24			15:1	2	4	2	
2歳児	1	9			6:1	2	2	0	
1歳児	2	17			6:1	3	4	1	
0歳児	1	7			3:1	3	3	0	
合計	10	116	(18)	15.5%		14	21	7	
長時間保育							3		内保育士1

○しらかば保育園

年齢区分	クラス数	園児数	内要支援児	要支援児の割合	職員配置基準		職員配置数	加配人数	備考
					A	B			
5歳児(年長)	1	8			25:1	1	2	1	
4歳児(年中)		5			25:1				
3歳児(年少)	2	5			15:1	1	1	0	
2歳児	1	8			6:1	3	2	△1	
1歳児		0			6:1				
0歳児		2			3:1				
合計	4	28	(11)	39.3%		5	5	0	
長時間保育							3		内保育士2

○どんぐり保育園

年齢区分	クラス数	園児数	内要支援児	要支援児の割合	職員配置基準		職員配置数	加配人数	備考
					A	B			
5歳児(年長)	1	6			25:1	1	2	1	
4歳児(年中)		7			25:1				
3歳児(年少)	1	4			15:1	1	1	0	
2歳児	1	2			6:1	1	1	0	
1歳児		3			6:1				
0歳児	0	0			3:1	0	0	0	
合計	3	22	(3)	13.6%		3	4	1	
長時間保育							2		内保育士1

○たけのこ保育園

年齢区分	クラス数	園児数	内要支援児	要支援児の割合	職員配置基準		職員配置数	加配人数	備考
					A	B			
5歳児(年長)	1	5			25:1	1	1	0	
4歳児(年中)		2			25:1				
3歳児(年少)	1	4			25:1	1	1	0	
2歳児		1			25:1				
1歳児	0	0			6:1	0	0	0	
0歳児	0	0			3:1	0	0	0	
合計	2	12	(3)	25.0%		2	2	0	
長時間保育							1		内保育士1

○くるみ保育園

年齢区分	クラス数	園児数	内要支援児	要支援児の割合	職員配置基準		職員配置数	加配人数	備考
					A	B			
5歳児(年長)	1	8			25:1	1	1	0	
4歳児(年中)	1	17			25:1	1	2	1	
3歳児(年少)	1	13			15:1	1	2	1	
2歳児	2	15			6:1	3	4	1	
1歳児	1	8			6:1	2	2	0	
0歳児	1	5			3:1	2	2	0	
合計	7	66	(16)	24.2%		10	13	3	
長時間保育							2		内保育士2

○全体

区分	クラス数	園児数	内要支援児	要支援児の割合	職員配置基準		職員配置数	加配人数	備考
					A	B			
通常勤務時間	36	361	(71)	19.7%		50	69	19	
長時間保育							16		内保育士10

【参考】 保育所における保育士配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より）

年齢	保育士数（改正後）	保育士数（改正前）
0歳児	園児3人につき1人以上	園児3人につき1人以上
1歳以上3歳未満	園児6人につき1人以上	園児6人につき1人以上
3歳以上4歳未満	園児15人につき1人以上	園児20人につき1人以上
4歳以上	園児25人につき1人以上	園児30人につき1人以上

※令和6年度より保育士配置基準が見直され、現在は改正後の運用。今後1歳児についても園児5人につき保育士1人以上となる見込み。

(3) 保育士等の雇用人数と年齢構成について

令和7年4月1日現在で当市の保育所で勤務する保育士（資格保有者）は、92人中、45人が正規職員、47人が会計年度任用職員となっています。年齢別の職員数では、会計年度任用職員のうち60歳以上の職員が13人（27.7%）、65歳以上の職員が10人（21.3%）と高齢化が進んでおり、特に長時間保育を担う保育士と保育補助（資格を有しない者）の高齢化（60歳以上が58.8%）が顕著です。

表 2-2 当市の保育士及び長時間保育補助の年齢構成（令和7年4月1日現在）

年齢	正規保育士	会計年度 長時間以外 保育士	会計年度 長時間・休日 保育士	会計年度 長時間・休日 保育補助
19～24歳	4	1		
25～29歳	10			
30～34歳	12	1		
35～39歳	7	4	1	
40～44歳	5	4	2	
45～49歳	4	5		
50～54歳	1	5	1	
55～59歳	2	10		3
60～64歳		3		2
65～69歳		3	2	1
70～74歳			4	
75歳以上			1	
合計	45	36	11	6
うち60歳以上	0	6	7	3

(4) 長時間保育の状況について

各保育所は、7:30 から 19:00 まで開所し、早朝 (7:30~8:30) と夕方 (16:30~19:00) に延長保育 (長時間保育) を実施しています。長時間保育は、各園で3歳未満児、3歳以上児とも利用者ニーズの高い事業となっています。

表 2-3 各園の長時間保育の状況

園名	早朝(7:30~8:30)		夕方(16:30~19:00)	
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
はなのき保育園	20	30	12	25
あすなろ保育園	10	22	5	10
しらかば保育園	1	8	1	8
どんぐり保育園	3	8	4	9
たけのこ保育園	2	2	2	2
くるみ保育園	7	15	2	15
合計	43	85	26	69

現在、長時間保育を実施するため、各保育所には長時間保育を担当する職員を配置していますが、全国的に保育士が不足しているなどの影響もあり、退職による補充ができておらず、常時募集しているにもかかわらず、長時間保育職員は、年々減少しています。そのため今後5年程度で、各保育所では、保育標準時間(7:30~18:30の11時間保育)を維持することが困難な状況に陥ることが予想されます。

長時間保育を担当する職員が減少する中、令和7年4月時点において、はなのき保育園、あすなろ保育園、たけのこ保育園では、通常時間(8:30~17:00)に勤務している正規職員や会計年度任用職員が、交代制で早朝と夕方の時間に勤務している状況ですが、日中の保育対応がある中、現状の保育士の人数では、シフト勤務等を行うことが困難な状況であり、恒常的に残業をせざるを得ない状況です。

仮に、長時間保育職員が雇用できなくなった場合、現在の保育所の開所時間(7:30から19:00まで)を維持するためには、通常時間に勤務する保育士によるシフト勤務を検討せざるを得ない状況です。その場合においても、園児が日中過ごす時間帯の保育所の職員配置は、国の定めた基準のほか、要支援児等の対応で、現状の職員数を維持することが必要です。

今後、小規模園において長時間保育職員が雇用できなくなったことを想定した場合、職員の配置基準を維持しつつ、保育所の機能である標準時間保育を実施するためには、ほぼ毎日、保育士が早朝又は夕方の残業を行わなければならないほか、休憩時間の確保も困難となり、労働基準法に抵触する可能性があります。

また、これまで長時間保育職員が勤務している間に行っていた保育日誌の記録

等の事務作業を通常時間外に行わなければならないことが想定されます。(図 2-1)

図 2-1 現行の勤務形態とシフト勤務を導入した場合の勤務形態の例

○現行の勤務形態

- ・常勤職員は、8：30 から 17：00 まで勤務、長時間保育職員は、朝 7：30～8：30、夕方 16：15～19：00 で勤務

職員	7:30	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30	19:00
1	長時間保育職員A									長時間保育職員A			
2	長時間保育職員B									長時間保育職員B			
3	園長												
4	主任(4～5歳児担任兼務)												
5	正規職員C(3歳児クラス担任)												
6	会計年度任用職員D(3歳児担当)												
7	正規職員E(1～2歳児クラス担任)												
8	会計年度任用職員F(1～2歳児担当)												

○シフト勤務導入（長時間保育職員が雇用できなくなった場合）

- ・シフト勤務の場合、早番シフト 2 人が 7：30 から 17：00 まで勤務して 1 時間残業、遅番シフト 2 人は、8：30 から 19：00 まで勤務して 2 時間残業となる。

職員	7:30	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30	19:00
1	園長												
2	残業	主任(4～5歳児担任兼務)											
3	残業	正規職員C(3歳児クラス担任)											
4											残業		
5											残業		
6	会計年度任用職員F(1～2歳児担当)												

長時間保育のニーズが高まる中、現在の保育所において長時間保育を維持するためには、シフト勤務を導入する必要があり、そのためには小規模園で 2 人、大規模園で 4 人から 6 人程度の保育士を補充する必要があります。

(5) 保育士の勤務環境について

保育士の勤務環境にも課題があります。通常時間に勤務する保育士は、8 時 30 分から 17 時までが勤務時間となっており、この間、45 分の休憩時間を取らなければならないことが労働基準法で定められています。当市の休憩時間は、園児のお昼寝の時間の 13 時から 14 時 30 分に交替で取得することとなっていますが、

お昼寝中の見守りや連絡帳の記入、その他事務作業等をこの時間に行うケースもあり、このような勤務環境が保育士の離職につながる可能性もあることから改善が必要です。

(6) 保育士の採用状況について

長時間保育を行う保育士が不足する中、市における保育士の採用に関しては、毎年正規職員を募集するとともに、恒常的に会計年度任用職員を募集している状況ですが、令和7年1月の全国の保育士の有効求人倍率が3.78倍、当地域の保育士の求人倍率も4.0倍(※4)と全国的に保育士不足が顕著な状況であり、安定的な保育士の採用にはつながっていません。

特に会計年度任用職員は、近隣市町村や民間においても需要が高く、新たに確保することが非常に困難になっています。

※4 厚生労働省：一般職業紹介状況（職業安定業務統計）による

3 民間保育施設における課題

市内に設置された民間保育施設のうち認定こども園は、大町幼稚園、こまくさ幼稚園、りんどう幼稚園の3園があります。このうち大町幼稚園は令和2年に、こまくさ幼稚園は令和元年に改築され、りんどう幼稚園は、現在改築中であり、公立保育所より新しい施設となっています。

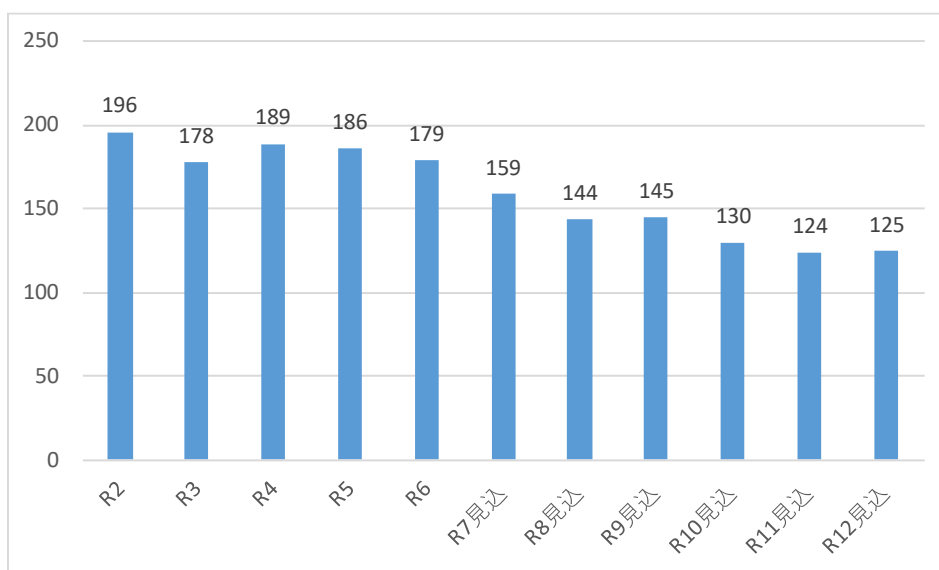
また、家庭的保育事業の認可を受けたきらり大町総合病院園は、市立大町総合病院に隣接する旧医師住宅を利用した保育園で、0歳児から2歳児までを受け入れる定員5人の施設となっています。

市内の就学前児童数が減少する中、民間保育施設の受入れ児童数は、令和6年度に179人であったものが、令和12年度には、125人と約30%減少が見込まれます。民間保育施設においては、受入れ児童数が経営状態に直結することから、毎年安定的に児童を受け入れる必要があります。

表 3-1 認定こども園及びきらり大町総合病院園の利用児童数の推移（各年度3月31日現在）
(人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7見込	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込	R12見込
0歳	0	0	0	4	4	1	2	2	2	2	2
1歳	0	0	0	1	4	5	2	2	2	2	2
2歳	25	20	31	23	35	21	18	19	18	18	18
3歳	55	52	51	50	33	49	40	33	35	34	34
4歳	53	52	54	54	50	33	49	40	33	35	34
5歳	63	54	53	54	53	50	33	49	40	33	35
合計	196	178	189	186	179	159	144	145	130	124	125
前年差	11	△18	11	△3	△7	△20	△15	1	△15	△6	1

図 3-1 認定こども園及びきらり大町総合病院園の利用児童数の推移（各年度3月31日現在）
(人)



認定こども園及びきらり大町総合病院園に令和7年4月1日現在の職員配置等を考慮した受入れ可能人数と現行の受入れ児童数を尋ねたところ、認定こども園においては、園によって人数に偏りはあるものの、2歳児から5歳児までの各クラスにおいて定員に達していない状態で、きらり大町総合病院園では、3歳未満児2人の受入れが可能な状態です。(表3-2)

また、りんどう幼稚園においては、現在改築中の園舎が完成した後の令和8年4月1日以降は、1歳児の受入れも可能となります。

表3-2 令和7年4月1日現在の民間保育施設受入れ人数及び受入れ可能人数 (人)

施設名	0歳			1歳			2歳			3歳			4歳			5歳		
	受入可能	現状受入	空き	受入可能	現状受入	空き	受入可能	現状受入	空き	受入可能	現状受入	空き	受入可能	現状受入	空き	受入可能	現状受入	空き
大町幼稚園							10	6	4	15	7	8	15	13	2	18	18	0
こまくさ幼稚園				4	2	2	15	11	4	22	22	0	18	11	7	22	19	3
りんどう幼稚園							12	10	2	21	20	1	21	11	10	21	14	7
きらり大町総合病院園	1	0	1	3	3	0	1	0	1									

※年度途中入園児を除く。

※大町幼稚園の定員は現在45人となっているが、園舎は70人収容可能。

※りんどう幼稚園は、一時預かり保育クラスを別途設置している。

※りんどう幼稚園は、令和8年度から1歳児5人の受入れが可能。

市内保育所で保育士の確保が困難な状況において、市内に認定こども園や家庭的保育事業を実施する施設が設置されていることは、当市の強みであり、これらの民間施設を持続可能なものとし、最大限に活用することは、当市の児童の保育環境の安定的な提供と充実につながります。

II 課題解決のための具体的な取組み

市の保育施設においては、未満児保育や長時間保育の需要の増加に対して、保育士が不足することが想定され、このままでは、待機児童の発生や長時間保育の実施が困難になるなど、保育施設の運営に支障が生ずるおそれがあります。また、保育の質を確保するためには、保育士が仕事にやりがいを持って取り組める環境が重要であり、現在の勤務環境にも改善すべき課題があります。

今後、未満児保育の需要に応じ、待機児童の発生を防ぐとともに、長時間保育のニーズにも対応し、保育の質の維持・向上を図るため、市では次のような取組みを実施します。

1 入園児利用調整（令和8年4月又は令和9年4月入園児から実施）

市の公立保育所における喫緊の課題は、需要が増加する0歳児及び1歳児の入園希望に対して、待機児童を出さず、安全な保育を実施することです。そのために、子ども・子育て支援法では、保育施設の利用希望に対して、市町村が施設の利用調整を行うことが規定されています。

当市では、これまで私立の認定こども園等を含めた施設の利用調整を実施していませんでしたが、他市では既に実施していることから、入園希望に対し、公立、私立の全ての保育施設を含めた利用調整を市が実施します。

【メリット】

- ・待機児童が出にくい。
- ・入園調整に際し、利用希望者の公平性が担保できる。
- ・各施設での年度当初からの受入れ可能人数が市で把握できるため、見通しが立てやすく、途中入所の調整が容易にできる。
- ・認定こども園と公立保育所の役割分担がしやすい。（認定こども園で受入れ可能な児童は、認定こども園に積極的に受け入れてもらい、0歳児、1歳児、要保護児童等、保育所でなければ受入れできない児童を保育所が積極的に担う。）
- ・無理のない受入れが可能になることから保育の質の向上が期待できる。
- ・民間保育施設の経営安定化につながる。

【デメリット】

- ・兄弟で異なる園に通う可能性がある。
- ・未満児及び3歳児は、公平性の観点から毎年利用調整が必要になるため、通園していた園と異なる園を利用する可能性がある。（3歳以上児の継続児は、原則として3歳（年少）児で入った園で継続とする予定）

2 公立保育所の再編による保育士の集約化（実施時期未定）

現在7か所ある公立保育所を再編し、保育士の配置の最適化を行い、保育所機能（保育標準時間の開所）の維持又は拡充、多様化する保育ニーズ（未満児保育、長時間保育等）への対応、年齢に応じた適切な集団保育の提供を行います。

【メリット】

- ・再編した園においては、現在の開所時間（7：30～19：00）を継続（ニーズによっては、拡大）できる。
- ・今後、ニーズの高くなることを見込まれる未満児保育に対応できる。
- ・再編により、異年齢クラスの解消と適切な人数の集団保育の提供につながる。
- ・適切な休憩時間の確保など、保育士の勤務環境が改善し、安定した雇用につながる。
- ・無理のない受入れが可能になることから保育の質の向上が期待できる。
- ・施設の維持管理費用が軽減できる。

【デメリット】

- ・保護者にとっては、通園する園が遠くなる可能性がある。
- ・再編により一時的に改修工事（未満児クラスの増設など）が必要になる可能性がある。（改修費用の増）

Ⅲ 取組みに伴い期待できる効果

1 保育施設利用者数の見込み

現状では、就学前児童における3歳以上児のうち6割以上、また、3歳未満の保育施設利用者のうち約8割を公立保育所で受け入れています。

現状のまま受入れを継続した場合と利用調整を実施した場合の公立及び私立の保育施設の利用児童数の推移を比較しました。(表4-1、表4-2)

(1) 利用調整を実施しない場合

公立保育所における3歳以上児は、就学前児童の約6割程度が利用し、令和6年度の242人から令和12年度には約70人減少します。一方で、3歳未満児は、保育ニーズの増加から、令和6年度の124人から令和12年度には140人と16人程度増加します。

認定こども園においては、3歳以上児が令和6年度の133人から令和12年度には103人まで30人減少し、2歳児についても令和6年度の35人から令和12年度には18人と半数程度まで減少し、安定的な経営に向けては利用者の確保が課題となります。きらり大町総合病院園では、いずれの場合においても、3歳未満児のニーズの増加から、定員に近い4人から5人程度で推移するものと想定されます。

(2) 利用調整を実施した場合

公立保育所においては、認定こども園で受入れができない0歳児及び1歳児を重点的に受入れ、2歳児以上については、保育士の配置及び長時間保育の実施が可能な範囲で、クラス数や定員を検討し、受け入れを行います。

認定こども園においては、保育所で受入れが困難となる2歳児以上を積極的に受け入れてもらうこととなります。

この取組みにより保育施設の利用者は、利用調整を実施しない場合と比較して、令和12年度には2歳児で18人、3歳以上児で20人が公立保育所から認定こども園に移行することが想定されます。

その場合においても、公立保育所0歳児の利用者数はほぼ横ばい、1歳児の利用者数は増加、2歳児の利用者数は、横ばいから増加傾向で推移することが見込まれます。(図4-1)

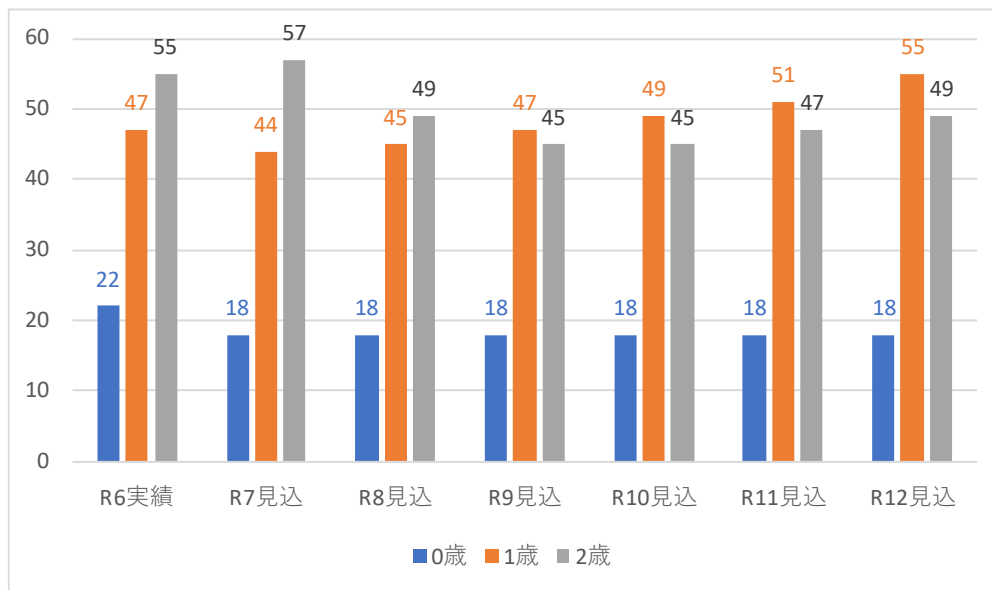
表 4-1 利用調整を取り組む場合の公立保育所の利用者の推移（見込） (人)

年齢	区分	R6実績	R7見込	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込	R12見込
0歳	取組前	22	18	18	18	18	18	18
	取組後		18	18	18	18	18	18
1歳	取組前	47	44	49	51	53	56	59
	取組後		44	45	47	49	51	55
2歳	取組前	55	57	49	55	57	60	63
	取組後		57	49	45	45	47	49
3歳未満児計	取組前	124	119	116	124	128	134	140
	取組後		119	112	110	112	116	122
	差		0	-4	-14	-16	-18	-18
3歳	取組前	77	74	64	53	56	56	56
	取組後		74	61	47	50	49	49
4歳	取組前	85	76	79	64	53	56	56
	取組後		76	79	61	47	50	49
5歳	取組前	80	82	84	79	64	53	56
	取組後		82	84	79	61	47	50
3歳以上児計	取組前	242	232	227	196	173	165	168
	取組後		232	224	187	158	146	148
	差		0	-3	-9	-15	-19	-20

表 4-2 利用調整を取り組む場合の民間保育施設の利用者の推移（見込） (人)

年齢	区分	R6実績	R7見込	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込	R12見込
0歳	取組前	4	1	2	2	2	2	2
	取組後		1	2	2	2	2	2
1歳	取組前	4	5	2	2	2	2	2
	取組後		5	6	6	6	6	6
2歳	取組前	35	21	18	19	18	18	18
	取組後		21	18	29	30	31	32
3歳未満児計	取組前	43	27	22	23	22	22	22
	取組後		27	26	37	38	39	40
	差		0	4	14	16	17	18
3歳	取組前	30	49	40	33	35	34	34
	取組後		49	43	39	41	41	41
4歳	取組前	50	33	49	40	33	35	34
	取組後		33	49	43	39	41	41
5歳	取組前	53	50	33	49	40	33	35
	取組後		50	33	49	43	39	41
3歳以上児計	取組前	133	132	122	122	108	102	103
	取組後		132	125	131	123	121	123
	差		0	3	9	15	19	20

図 4-1 利用調整を実施した場合の公立保育所における 3 歳未満児利用者の推移（見込）
（人）



2 公立保育所の保育士配置の見込み

(1) 利用調整の取組みによる保育士配置の見込み

利用調整の取組みを実施した場合と取組みを実施しない場合の、公立保育所のクラスを担当する保育士の人数を比較してみました。利用調整で公立保育所の利用者数が減少することにより、令和9年度以降にクラスを担当する保育士は、6人程度減少し、長時間保育をシフト勤務制で実施するためのフリーの保育士として配置できる見込みです。(表5-1)

しかしながら現状の保育所を維持したまま長時間保育を実施するためには、20人程度(大規模園6人×2園、中規模園4人×1園、小規模園2人×3園)のフリー保育士を確保する必要があります。

表5-1 入園児利用調整の取組みによる公立保育所のクラス担当保育士の推移(見込) (人)

年齢	区分	R7		R8		R9		R10		R11		R12	
		園児数	職員数	園児数	職員数	園児数	職員数	園児数	職員数	園児数	職員数	園児数	職員数
0歳	取組前	18	8	18	8	18	8	18	8	18	8	18	8
	取組後			18	8	18	8	18	8	18	8	18	8
1歳	取組前	44	13	49	15	51	15	53	16	56	17	59	17
	取組後			45	13	47	14	49	15	51	15	55	16
2歳	取組前	49	12.5	49	13	55	14	57	15	60	15	63	16
	取組後			49	13	45	11	45	11	47	12	49	13
3歳未満児計	取組前	111	33.5	116	36	124	37	128	39	134	40	140	41
	取組後			112	34	110	33	112	34	116	35	122	37
	差			-4	-2	-14	-4	-16	-5	-18	-5	-18	-4
3歳	取組前	81	13	64	10	53	9	56	9	56	9	56	9
	取組後			61	10	47	8	50	8	49	8	49	8
4歳	取組前	76	12.5	79	13	64	11	53	9	56	9	56	9
	取組後			79	13	61	10	47	8	50	8	49	8
5歳	取組前	83	8	84	8	79	8	64	6	53	5	56	5
	取組後			84	8	79	8	61	6	47	5	50	5
3歳以上児計	取組前	240	33.5	227	31	196	28	173	24	165	23	168	23
	取組後			224	31	187	26	158	22	146	21	148	21
	差			-3	0	-9	-2	-15	-2	-19	-2	-20	-2
合計	取組前	351	67	343	67	320	65	301	63	299	63	308	64
	取組後			336	65	297	59	270	56	262	56	270	58
	差			-7	-2	-23	-6	-31	-7	-37	-7	-38	-6

(2) 公立保育所再編による保育士配置の見込み

就学前児童数の減少及び利用調整の取組みにより、2歳児以上の公立保育所の園児数は減少する見込みです。特に令和10年度には、3歳児及び4歳児で50人程度、令和11年度以降は3歳児から5歳児まで50人程度になる見込みです。

保育士配置基準では、3歳児については、保育士1人当たり15人、4歳児及び5歳児については、保育士1人当たり25人であること、また、要支援児等の対応を踏まえた現在の保育所におけるクラス人数等を考慮すると、1クラス15～20人の園児数に対し、保育士を2人程度配置する運用となることが考えられます。令和10年度以降は、3歳以上の各年代において市内全体でも3～4クラスの編成となり、6つの保育所で分散して保育を行うことは、多くの保育所で異年齢クラスを編成せざるを得ない状況になることが想定されます。

そこで、仮に令和10年度に保育所を現在の7園（休園中のみあさ保育園を含む）から3園に再編した場合のクラス数及びクラス担当保育士の人数を推計してみました。（表5-2）

クラス数は、今後の需要の見込みから1歳児が2クラスとなる園が存在しますが、2歳児から5歳児までは1クラス15人から20人、担任の保育士も3歳以上児では1クラス2人、3歳未満児では、1クラス3人から4人の配置となり、異年齢クラスの解消と適切な人数での集団保育が実施できるとともに、未満児の保育需要が高まる中でも無理のない受入れが可能となり、保育の質の向上が期待できます。

表5-2 令和10年度に3園に再編した場合の公立保育所のクラス担当保育士の推移（見込）
（人）

年齢	A保育園			B保育園			C保育園			合計		
	クラス数	園児数	職員数	クラス数	園児数	職員数	クラス数	園児数	職員数	クラス数	園児数	職員数
0歳児	1	6	3	1	6	3	1	6	3	3	18	9
1歳児	2	17	5	2	16	5	2	16	5	6	49	15
2歳児	1	15	4	1	15	4	1	15	4	3	45	12
3歳児	1	18	2	1	17	2	1	15	2	3	50	6
4歳児	1	16	2	1	16	2	1	15	2	3	47	6
5歳児	1	21	2	1	20	2	1	20	2	3	61	6
合計	7	93	18	7	90	18	7	87	18	21	270	54

また、利用調整を行った上で、保育所を3園に再編した場合のクラス担当の保育士数は、現状のまま推移した場合と比較して9人減少する見込みです。さらに、保育園を再編することにより園長が3人減少することから、令和10年度においては、利用調整を含め実質12人程度のフリーの保育士を生み出せることとなります。

ここに、現在長時間保育職員のうち55歳未満の職員4人を加えると16人の保育士が長時間保育のシフト勤務対応の保育士として確保でき、各園5人から6人のフリー保育士の配置が可能となることで、現在の開所時間（7:30～19:00）が継続できる（ニーズによっては、さらなる延長が可能）となり、長時間保育のニーズに対応できます。

加えて、保育士の勤務環境の改善にもつながり、保育士の安定的な雇用や確保につながりやすくなります。

また、フリーの保育士が多くなることにより、未満児保育等の高まる保育ニーズや多様化する個々の保育ニーズに柔軟に対応が可能になるとともに、災害等の緊急対応においても、子どもの安全の確保がより万全になることが見込まれます。

さらに令和7年4月現在、65歳以上の保育士が10人勤務する中、5年後の公立保育所の保育士の状況を想定した場合、保育所の再編は、安定的な保育の提供に有効な方策であると考えられます。

表 5-3 取組みによる保育士の配置状況

項目	現状 (R7)	利用調整後 (R9)	再編後 (R10仮)
園児数	351	297	270
クラス担当保育士数	67	59	54
フリー保育士数(担任を持たない主任除く)	1	9	14
長時間職員必要数	28	28	22
長時間職員数 (R9・R10には現在60歳以上の職員が退職していると想定)	17	7	7
長時間シフト必要数(現在は通常勤務保育士が残業して対応)	11	21	15



利用調整及び保育所再編の取組みにより

将来的にニーズが高くなると見込まれる

長時間保育・未満児保育・一時預かりなどに対応可能

3 民間保育施設の有効活用

民間保育施設では、利用調整により大体の利用者数の見込みが分かることから、安定的な経営の見通しが立ちやすくなります。また、近年の核家族化の影響や両親の就労状況などにより一時預かり事業や延長保育事業のニーズは高まっており、認定こども園においても、多くの児童が利用しています。

令和8年度には、こども誰でも通園制度が施行されることになっていますが、保育士の配置状況などから公立保育所だけですべての事業を担っていくことは困難であり、今後も認定こども園を活用していくことは重要です。

表 6-1 令和6年度認定こども園の一時預かり事業及び延長保育事業の実績 (人)

事業名等	大町幼稚園	こまくさ幼稚園	りんどう幼稚園
一時預かり事業(延べ人数)			
在園児1号認定児平日	438	1929	355
在園児1号認定児長期休業日	22	61	37
在園児2号認定児休日	0	2	10
在園児以外	10	31	447
延長保育事業(月ごとの実人数)			
早朝(7:30~)	43	45	33
夕方(最大~18:30)	13	2	12

また、民間保育施設は、公立保育所とは異なる魅力があり、公立保育所、認定こども園、家庭的保育事業それぞれの長所を最大限に生かし、市内の子どもの子育て環境に活用することが大切です。

そのためには、それぞれの魅力を保護者に効果的に発信し、子どもに適した環境を選択できるよう取組みを進める必要があります。